

大分県報

令和三年
第二一一号
五月二十八日

（金曜日）

公安委員会規則

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定……………一

告 示

- 保育士の登録に係る手数料の徴収事務の委託……………三
大分県身体障害者福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………三
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………四
県立学校照明設備使用料の徴収事務の委託……………七
選挙管理委員会告示……………七
政治資金規正法第十七条第二項の適用……………八

警察本部告示

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができない手続等に関する告示……………八

公 告

落札者等の公示……………九

○公安委員会規則

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。
令和三年五月二十八日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第8号

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、法令及び条例等に特別の定めがある場合のほか、公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととしている手続等（以下「公安委員会等に係る手続等」という。）を、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条及び大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年大分県条例第3号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 公安委員会等 大分県公安委員会、大分県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
- 2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- 3) 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- 4) 識別符号 利用者識別のための符号をいう。
- 5) 暗証符号 利用者情報の機密保持のため、利用者自身で管理する符号をいう。（手続等の公示）

第3条 警察本部長は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠となる法令及び条例等の名称及び条項その他警察本部長が必要と認める事項を公示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて警察本部長が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

<p>2 前項に規定する者は、次に掲げる事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信して申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が、第2号に掲げる事項を入力し、又は送信することに代えて、法令及び条例等の規定により添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。</p> <p>(1) 公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項</p> <p>(2) 当該申請等を書面等により行う場合において法令及び条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項若しくは記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）</p> <p>3 前項ただし書の規定により書面等を提出する場合は、申請等を行った後速やかに、当該書面等を提出しなければならない。</p> <p>4 第1項に規定する者は、あらかじめ申請等を行う者の氏名又は名称、識別符号、暗証符号その他必要な事項を登録しなければならない。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>5 電子情報処理組織を使用して申請等（公安委員会等が電子署名を要することとしているものに限る。）を行う者は、第2項の規定により入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（公安委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書</p> <p>(3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省／法務省／経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書</p> <p>6 法令及び条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第2項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。 （電子情報処理組織による申請等に係る特例）</p> <p>第5条 公安委員会等は、前条第1項に規定する者が同条第2項第2号に掲げる事項を入力</p>	<p>する場合において、次の各号に掲げる電子証明書を送信する場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書面等に記載されている事項の入力を省略させることができる。</p> <p>(1) 当該申請等を行う者に係る前条第5項第1号に掲げる電子証明書 申請等を行う者に係る登記簿の謄本若しくは抄本又は印鑑証明書</p> <p>(2) 当該申請等を行う者に係る前条第5項第2号に掲げる署名用電子証明書 申請等を行う者に係る住民票の写し又は印鑑証明書</p> <p>(3) 当該申請等を行う者に係る前条第5項第3号に掲げる電子証明書 申請等を行う者に係る登記簿の謄本若しくは抄本、住民票の写し又は印鑑証明書 （電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第6条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対し処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めたときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、公安委員会等は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを求めた場合は、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p>3 公安委員会等は、前2項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に関する法令及び条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録するものとする。</p> <p>4 公安委員会等は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等とその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから24時間以内に当該処分通知等を記録しない場合その他公安委員会等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。 （電磁的記録による縦覧等）</p> <p>第7条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第8条第1項又は情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記載されている事項の縦覧等を行う場合においては、インターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を出力した書面を縦覧する方法によるものとする。</p>
--	---

(電磁的記録による作成等)

第8条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第9条第1項又は情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法によるものとする。

(氏名及び名称を明らかにする措置)

第9条 情報通信技術活用法第6条第4項又は情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第4条第2項各号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって同条第5項各号に掲げるものいづれかと併せてこれを送信すること又は同条第4項に規定する識別符号及び暗証符号を入力することとする。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

2 情報通信技術活用法第7条第4項又は情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第6条第3項に規定する情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録することとする。

3 情報通信技術活用法第9条第3項又は情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を付することとする。
(申請等の中に電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第10条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等の中に電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等を行う者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能であり、又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
(その他の手続等)

第11条 公安委員会等に係る手続等（情報通信技術活用法第6条から第9条までの規定又は情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定の例による。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第三百八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり保育士の登録に係る手数料の徴収事務を委託した。

令和三年五月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 受託者の住所及び名称
東京都千代田区麹町一丁目六番地二
社会福祉法人日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
- 二 委託期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

大分県告示第三百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県身体障害者福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和三年五月二十八日

- 一 受託者の住所及び名称
大分市大津町二丁目一番四十一号
大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和三年五月二十八日

大分県報(告示)

社会福祉法人大分県社会福祉協議会

会長 草野俊介

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで



大分県告示第百八十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定により、

次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果

に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

由布市湯布院町北九百十三番地十一

株式会社 ゆふいん花由

代表取締役 若林健二郎

2 特定事業場の所在地及び名称

由布市湯布院町北九百十三番地十一

ゆふいん花由

3 設置される特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三

ハ 入浴施設

種	能	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間	汚水等の一日当たりの量	汚水等の一日当たりの量						使用の季節的変動		
							項目	単位	通常	最大	項目	単位		通常	最大
種別	力	許可後	令三・一二・三一	令四・一・一〇	一六時～二四時	汚水	m ³ /日	通常の値	最大の値	生物化学的酸素要求量	mg/l	五・八〇	五・八〇		
種別	力	許可後	令三・一二・三一	令四・一・一〇	一六時～二四時	汚水	m ³ /日	通常の値	最大の値	化学的酸素要求量	mg/l	二	二		
種別	力	許可後	令三・一二・三一	令四・一・一〇	一六時～二四時	汚水	m ³ /日	通常の値	最大の値	浮遊物質	mg/l	五	五		
種別	力	許可後	令三・一二・三一	令四・一・一〇	一六時～二四時	汚水	m ³ /日	通常の値	最大の値	窒素含有量	mg/l	二	二		
種別	力	許可後	令三・一二・三一	令四・一・一〇	一六時～二四時	汚水	m ³ /日	通常の値	最大の値	大腸菌群数	個/cm ³	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇		

項目	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	処理方式	種別	4 汚水等の処理の方法	その他参考となるべき事項							
	単位	単位												大腸菌群数 個/cm ³	りん含有量 mg/l						
処理前	通常	二六	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	調整槽 直径 二・八m×高さ 五・四二m 接触ばつ気槽一 直径 二・八m×高さ 四・二二m 接触ばつ気槽二 直径 二・八m×高さ 二・四五m 沈殿槽 直径 二・八m×高さ 二・四五m 汚泥濃縮貯留槽 直径 二・八m×高さ 一・三〇一・八m	FRP製	接触ばつ気方式	生物学的処理	本施設からの排水は排水口No.4に接続	三、〇〇〇以下	一						
処理後	最大の値	四七	最大の値											三、〇〇〇	二						
使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	処理方式	種別	その他参考となるべき事項	汚水の状態の値	汚染物質の要求量	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量	大腸菌群数	水素イオン濃度		
なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	調整槽 直径 二・三m×高さ 六・四五m 接触ばつ気槽一 直径 二・三m×高さ 四・六一m 接触ばつ気槽二 直径 二・三m×高さ 三m 沈殿槽 直径 二・三m×高さ 二・二九m 汚泥濃縮貯留槽 直径 二・四m×高さ 一・三三三m	FRP製	接触ばつ気方式	生物学的処理	本施設からの処理水は三次処理を行う	〇一〇、〇〇	三、〇〇〇以下	〇一〇、〇〇	〇一〇、〇〇	〇一〇、〇〇	〇一〇、〇〇	〇一〇、〇〇	〇一〇、〇〇	〇一〇、〇〇	〇一〇、〇〇	五・八 〇八・六
																				五・八 〇八・六	
																				五・八 〇八・六	
																				五・八 〇八・六	

令和三年五月二十八日

大分県報(告示)

一日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	種類	その他参考となるべき事項	汚水等の一日当たりの量							使用の季節的変動なし																					
										汚水等の一日当たりの量								汚水等の一日当たりの量																				
										大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度		項目	単位	単位																		
二四時間	連続	既設	既設	接酸化槽 最終沈殿槽 直径 二・〇m×高さ 一・六m	FRP製	一〇七m ³ /日	三次処理(接酸化処理方式)	物理学的処理	本施設からの処理水は三次処理を行う	〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	以下	〇、〇〇〇	三、〇〇〇	七	二〇	四〇	三〇	二〇	二〇	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	処理前	処理後	処理前	処理後	通常の値	最大の値	最大の値	最大の値					
5 排水の量及び汚染状態の値										三、〇〇〇	一・四	六・〇	九	六・七	三・二	五・八 〽八・六	通常	一六〇	通常	最大の値	三、〇〇〇	以下	三、〇〇〇	二	一三	一五	七	二〇	三〇	二〇	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	処理前	処理後	最大の値	最大の値
No.4										三、〇〇〇	三・一	八・三	一一	一〇・〇	五・〇	五・八 〽八・六	最大の値	二八四	最大の値	三、〇〇〇	三、〇〇〇	七	二〇	一七	二〇	一〇	二〇	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	処理前	処理後	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	

<p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間 令和三年五月二十八日から同年六月十八日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県告示第三百八十八号 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり県立学校照明設備使用料の徴収事務を委託した。 令和三年五月二十八日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 委託した事務に係る施設名並びに受託者の住所及び名称</p>		<p>委託した事務に係る施設名</p> <p>受託者の住所及び名称</p>	
大分県立高田高等学校	豊後高田市中真玉二一四番地一二 豊後高田市体育協会 会 長 佐々木 敏 夫	大分県立国東高等学校双国校	国東市国見町岐部五三六番地 NPO法人MAKK笑人クラブ 理事長 箕 迫 一 成
大分県立海洋科学高等学校	臼杵市大字臼杵二の一〇七番五六二 臼杵市スポーツ推進委員協議会 会 長 尾 崎 康	大分県立久住高原農業高等学校	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市体育協会 会 長 首 藤 勝 次
大分県立芸術緑丘高等学校	大分市上野町四番五号 ひしのみクラブ 会 長 平 松 義 広	大分県立日田三隈高等学校	日田市田島二丁目六一一 日田市スポーツ推進委員協議会
		大分県立日田林工高等学校	会 長 日 出 正 義
		大分県立由布高等学校	日田市田島二丁目六一一 日田市スポーツ推進委員協議会 会 長 日 出 正 義
		大分県立杵築高等学校	由布市庄内町大龍二一三一由布市庄内体育センター内 みことスマイルインクラブ 会 長 新 井 一 徳
		大分県立三重総合高等学校	杵築市大字本庄二〇〇五番地 杵築市体育協会 会 長 永 松 悟
		大分県立新生支援学校	豊後大野市三重町市場一二〇〇番地 三重町スポーツ振興会 会 長 後 藤 雅 克
		大分県立大分支援学校	大分市玉沢一〇三番地 わさだ夢クラブ 会 長 安 東 房 吉
		大分県立聾学校	大分市横田一―一七―四〇第一美容荘一〇七 OZAI元気クラブ 会 長 河 越 康 秀
		大分県立中津支援学校	大分市田室町三番三七号 NPO法人おおみちふれあいクラブ 会 長 園 田 幸 一
		大分県立中津東高等学校	中津市豊田町一四番地三 中津市スポーツ協会 会 長 内 尾 伸 行
			中津市豊田町一四番地三 中津市スポーツ協会 会 長 内 尾 伸 行
			臼杵市大字臼杵二の一〇七番五六二

令和三年五月二十八日

大分県報（告示）

大分県立白杵高等学校

白杵市スポーツ推進委員協議会
会長 尾崎 康

大分県立南石垣支援学校

別府市朝見二―三―三五
にこしんクラブ
会長 黒木 愛一郎

二 委託の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十二号

次の団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、令和三年四月一日以後政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和三年五月二十八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
日田世界戦略会議	湯浅 総	佐尾 虎太郎	日田市田島二―一―二〇光第二ビル一〇一号
湯浅総後援会	湯浅 総	佐尾 虎太郎	日田市元町一八―一八喜安屋ビル一F
若い市長をつくる会	湯浅 総	佐尾 虎太郎	日田市元町一八―一八喜安屋ビル一F

○警察本部告示

大分県警察本部告示第24号

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和

3年大分県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。)の規定に基づき、次のとおり電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等その他警察本部長が定めることとされている事項等を定める。

令和3年5月28日

大分県警察本部長 竹 迫 宣 哉

- 1 根拠となる法令の名称及び条項
規則第3条の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等は、別表第1の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく手続等とする。
- 2 申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準
規則第4条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
- 3 電磁的記録を作成した年月日時の記録
公安委員会等は、規則第4条第2項の規定により申請等を行う者であって、同項第2号に規定する事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しようとする者(同号の規定に基づき、書面等に記載され、又は記載すべき事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。)に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。
- 4 申請等を行った者を確認するための措置
(1) 規則第4条第4項ただし書及び第5項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和50年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分(以下「申請部分」という。)をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。)ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの(以下「ワンタイムURL」という。)を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

(2) 規則第9条第1項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

5 書面等を提出する場合の措置
規則第4条の規定により申請等を行う者は、同条第3項の場合又は第10条の場合において書面等を提出しようとするときは、当該申請等ごとに付与される個別番号等を明らかにしてしなければならない。

6 適用年月日
令和3年6月1日

別表第1

法令	規定
道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第78条第1項 第78条第4項 第78条第5項
自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和37年法律第145号)	第4条第1項
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則 (平成3年国家公安委員会規則第1号)	第5条第1項
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第16条第2項 第16条第3項 第17条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項

別表第2

法令	規定
道路交通法	第78条第1項 第78条第4項 第78条第5項

警備業法	第16条第2項 第16条第3項 第17条第1項
------	-------------------------------

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。
令和三年五月二十八日

大分県企業局長 浦 辺 裕 一

- 一 落札に係る物品等の種類及び数量
薬品(ポリ塩化アルミニウム(PAC)) (年間単価契約)
規格 JIS K一四七五
予定購入数量 約千七百トン
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県企業局
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
令和三年四月五日
- 四 落札者の氏名及び住所
エア・ウォーター・マテリアル株式会社 福岡事業所 所長 梶 山 茂 典
福岡県福岡市博多区上呉服町十番一号
- 五 落札金額
一トン当たり二万二千四百七円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
令和三年三月十六日